

# 総合評価方式（委託業務）の手引

令和 6 年 4 月

香川県土木部

## 1. はじめに

香川県では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年3月31日法律第18号）（以下「品確法」という。）の施行に伴い、平成18年度から「香川県建設工事総合評価方式実施方針」を定め、公共工事の品質確保を目的として、価格と品質で総合的に優れた調達方式である総合評価方式を導入しています。

その後、公共工事に関する調査等の品質が、公共工事の品質確保を図るうえで重要な役割を果たすことから、令和元年6月の品確法改正において、公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）が広く品確法に位置付けられました。

それらを踏まえ、工事同様に、令和3年度から香川県土木部発注の委託業務においても価格と品質で優れた調達方式である総合評価方式を試行しております。令和6年度においても引き続き、総合評価方式を適用することとします。

## 2. 関係法令

### ○公共工事の品質確保の促進に関する法律

（平成17年法律第18号；令和元年6月14日最終改正）

### ○公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

（平成17年8月26日閣議決定；令和元年10月18日最終変更）

### ○発注関係事務の運用に関する指針

（平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ；令和2年1月30日最終改正）

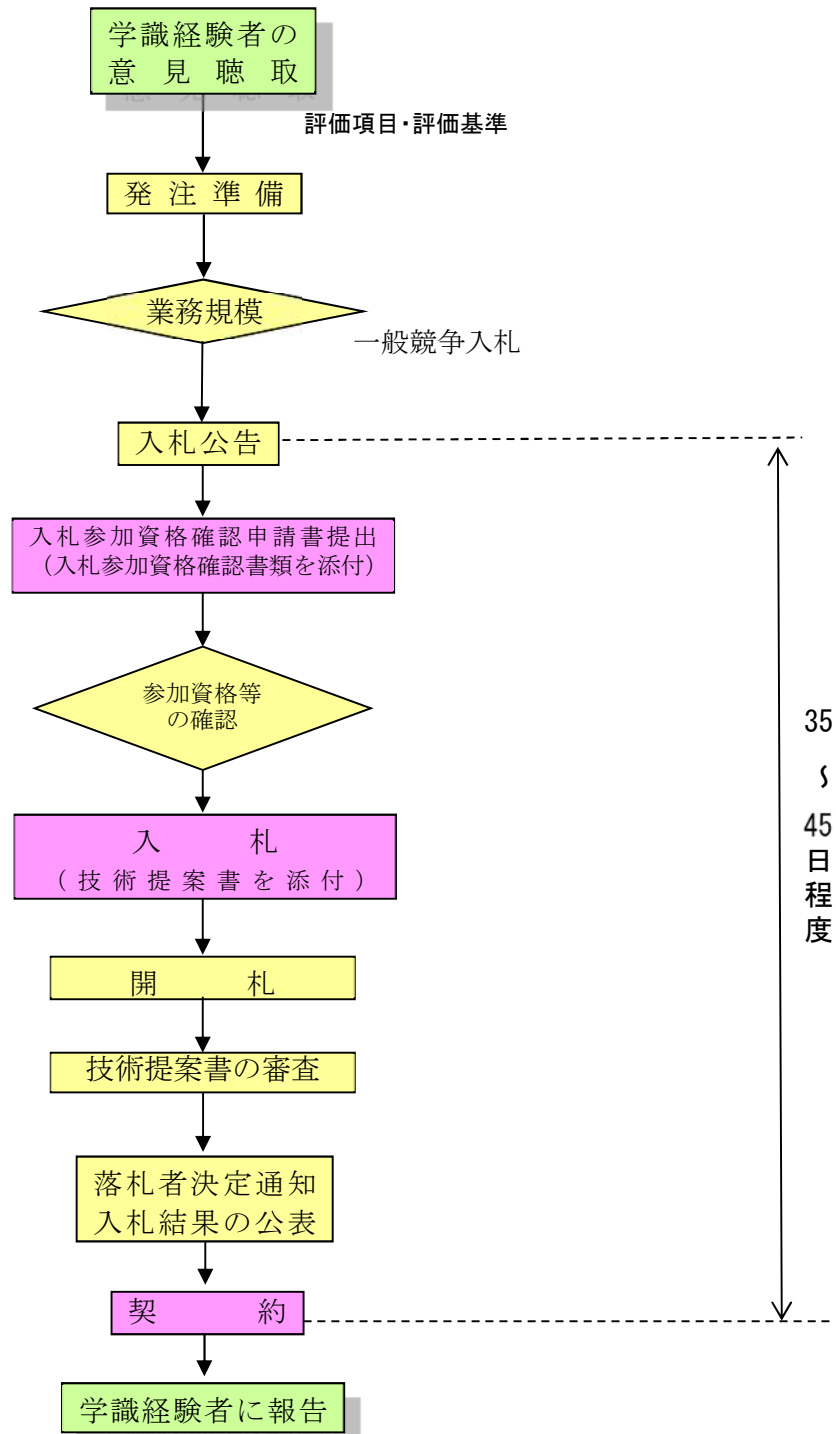
## 3. 総合評価方式の適用

1件につき設計金額が1,000万円以上の土木関係コンサルタント業務、測量業務、用地測量業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務について、契約担当者が適当と認める業務において実施する。

## 4. 総合評価方式の適用区分

		本課執行
2千万円		事務所執行
1千万円	事務所執行	
	指名競争入札 価格競争方式	一般競争入札 総合評価方式

## 5. 総合評価方式の実施フロー（概略）



※低入札の場合の日数を除く。

## 6. 総合評価算定基準

### (1) 評価の算定方法

評価値の算定は、原則、加算式で行います。技術評価点と価格評価点の割合は1：1とし、配点は30点とします。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点} + \text{低入札に関する評価}$$

$$\text{技術評価点} = 30 \times (\text{技術評価の評価点数}) \div (\text{技術評価配点の合計})$$

[少数2位止 (3位四捨五入)]

$$\text{価格評価点} = 30 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

[少数4位止 (5位四捨五入)]

### (2) 落札者の決定方法

評価値が最も高い者を落札者とします。ただし、入札価格が予定価格を超えた者は失格とします。

評価値が最も高い者が2者以上あるときは、入札金額が最も低い者を落札者とします。ただし、入札価格も同額である場合は、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札者を決定するものとします。

#### 【計算例】技術評価点 (土木関係コンサルタントの場合)

得られた得点が68点の場合の技術評価点は

$$(68 \div 95) \times 30 = 21.4736 \dots \\ \approx 21.47 \quad [\text{少数2位止め (3位四捨五入)}]$$

となります。

#### 【計算例】価格評価点

予定価格が17,500,000円(税抜き)で入札価格が15,700,000円(税抜き)の場合の価格評価点は、

$$30 \times (1 - 15,700,000 \div 17,500,000) \\ = 3.08571 \dots \\ = 3.0857 \quad [\text{小数4位止め (5位四捨五入)}]$$

となります。

#### 【計算例】評価値

技術評価点が21.47点、価格評価点が3.0857点、低入札に対する評価が-5点の場合の評価値は

$$21.47 + 3.0857 - 5 = 19.5557$$

となります。

## 7. 評価項目及び配点

### (1) 技術評価の項目及び配点

評価項目及び配点は下表のとおりです。

これまでの、業務実績や配置予定技術者の資格等により評価します。

評価項目		土木 コンサルタント	測量	用地測量	補償 コンサルタント	地質調査	
配置予定技術者の評価項目	管理	①技術者資格、その専門分野の内容	7	-	-	7	10
		②過去15年間の業務の実績の内容	7	10	10	7	10
		③手持ち業務(管理・担当技術者)	10	10	10	10	10
	担当	④過去15年間の業務の実績の内容	7	10	10	7	10
	照査	⑤技術者資格、その専門分野の内容	7	-	-	7	-
		⑥過去15年間の業務の実績の内容	7	-	10	7	-
企業の技術力		⑦過去15年間の業務の実績の内容	20	20	20	20	20
		⑧過去4年間における香川県発注業務の業務成績評定点の平均点	10	-	-	-	-
社会性・地理的条件		⑨地域精通度(営業拠点)	10	10	10	10	10
		⑩災害時の活動体制	10	10	10	10	10
上記の評価点合計		95	70	80	85	80	
<b>技術評価点</b>		<b>30</b>	<b>30</b>	<b>30</b>	<b>30</b>	<b>30</b>	
⑪低入札に対する評価		0(-5~)	0(-5~)	0(-5~)	0(-5~)	0(-5~)	

※②、④、⑥、⑦の過去15年間の業務の実績の内容は、国、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき公団から事業を引継いだ法人、地方共同法人日本下水道事業団（下水道に係る業務の場合のみ）若しくは地方公共団体（以下、「国、法人、下水道事業団（下水道に係る業務の場合のみ）若しくは地方公共団体」という。）が発注した、「同種・類似業務」の元請としての業務実績（平成21年4月1日以降に業務が完成し、引渡し完了した業務。）について評価します。

## 8. 評価項目及び基準について

### (1) 配置予定技術者の評価項目

「技術者資格、その専門分野の内容」及び「過去15年間の業務の実績の内容」については、参加表明書提出時に提出された様式第5-1号、様式第5-2号及び様式第5-3号に記載された内容で評価します。

なお、配置予定技術者の変更については、真にやむを得ない理由（退職、病気、出産等）以外認められません。ただし、上記理由等により交代が認められた場合において、変更前の配置技術者と同等以上の技術者（当該業務入札時の入札参加要件を満たし、変更前の配置技術者の技術者評価点以上の評価点となる技術者）を配置すること。

#### ①、⑤技術者資格、その専門分野の内容

評価基準	土木関係 コンサルタント	補償 コンサルタント	地質調査
評価1	技術士：7	補償業務管理士：7	技術士：10
評価2	RCCM：4	7年以上の実務経験：4	RCCM：5
なし	×（入札参加資格なし）又は0		

#### 【解説】

- ・一般競争入札における入札参加資格として、配置予定技術者の資格等を求めない場合は、評価基準「なし」の配点は「0」とします。

#### ②過去15年間の管理技術者の業務の実績の内容

##### A

評価基準	配点				
	土木関係 コンサルタント	測量	用地測量	補償 コンサルタント	地質調査
同種業務について ○件以上	7	10	10	7	10
同種業務について ○件以上	4	5	5	4	5
同種業務について ○件以上	1	1	1	1	1
なし	×（入札参加資格なし）又は0				

##### B

評価基準	配点				
	土木関係 コンサルタント	測量	用地測量	補償 コンサルタント	地質調査
同種業務実績あり	7	10	10	7	10
類似業務実績あり	4	5	5	4	5
なし	×（入札参加資格なし）又は0				

**【解説】**

- ・業務の実績評価内容により、AまたはBのいずれかの評価項目で評価します。
- ・技術者個人の業務実績の評価のため、現在の会社以外での業務実績も対象とします。
- ・一般競争入札における入札参加資格として、管理技術者の業務の実績を求めない場合は、評価基準「なし」の配点は「0」とします。

**③管理技術者の手持ち業務（管理技術者、担当技術者）**

評価基準	配点
0件	10
1件	8
2件	6
3件	4
4件	2
5件以上	0

**【解説】**

- ・手持ち業務については、入札公告日における管理技術者の手持ち業務数を評価します。
- ・手持ち業務数の対象は、国、法人、下水道事業団（（下水道に係る業務の場合のみ））若しくは地方公共団体と契約中である業務で、管理技術者及び担当技術者として配置されている全ての業務とします。
- ・手持ち業務の確認は（一財）日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）で確認します。

**④過去15年間の担当技術者の業務の実績の内容****A**

評価基準	配点				
	土木関係 コンサルタント	測量	用地 測量	補償 コンサルタント	地質 調査
同種業務について ○件以上	7	10	10	7	10
同種業務について ○件以上	4	5	5	4	5
同種業務について ○件以上	1	1	1	1	1
なし又は管理技術 者と兼ねる	0				

**B**

評価基準	配点				
	土木関係 コンサルタント	測量	用地 測量	補償 コンサルタント	地質 調査
同種業務実績あり	7	10	10	7	10
類似業務実績あり	4	5	5	4	5
なし又は管理技術 者と兼ねる場合	0				

### 【解説】

- ・業務の実績評価内容により、AまたはBのいずれかの評価項目で評価します。
- ・技術者個人の業務実績の評価のため、現在の会社以外での業務実績も対象とします。
- ・担当技術者を複数配置する場合は、提出された担当技術者全員の評価の平均とします。なお、提出された担当技術者のうち、入札公告日時点の年齢で35歳未満の担当技術者1人を希望により評価対象から除外できるものとします。ただし、提出された担当技術者が1人の場合は、評価対象から除外できません。
- ・業務実績評価対象から除外する担当技術者を2人以上選んだ場合は、選んだ担当技術者全員を0点として評価します。

(例) 担当技術者の業務の実績が以下の場合の評価 (土木関係コンサルタント)

①同種業務実績 (7点) 2人

②類似業務実績 (4点) 2人 (うち35歳未満の担当技術者1人)

③実績なし (0点) 3人 (うち35歳未満の担当技術者2人)

担当技術者の評価点 (③実績なしの担当技術者1人を評価対象外として提出)

$(7点 \times 2人 + 4点 \times 2人 + 0点 \times (3 - 1)人) \div (7 - 1)人 \div 4点$

(小数1位四捨五入)

### ⑥過去15年間の照査技術者の業務の実績の内容

A

評価基準	配点		
	土木関係 コンサルタント	用地 測量	補償 コンサルタント
同種業務について○件以上	7	10	7
同種業務について○件以上	4	5	4
同種業務について○件以上	1	1	1
なし	0		

B

評価基準	配点
------	----



	土木関係 コンサルタント	用地 測量	補償 コンサルタント
同種業務実績あり	7	10	7
類似業務実績あり	4	5	4
なし	0		

【解説】

- ・業務の実績評価内容により、AまたはBのいずれかの評価項目で評価します。
- ・技術者個人の業務実績の評価のため、現在の会社以外での業務実績も対象とします。

(2) 企業の評価項目

⑦過去15年間の業務の実績の内容

評価基準	配点
同種業務実績あり	20
類似業務実績あり	10
なし	×（入札参加資格なし）又は0

【解説】

- ・一般競争入札における入札参加資格として過去15年間の業務の実績を求めない場合は、評価基準「なし」の配点は「0」とします。

⑧過去4年間における香川県発注業務の業務成績評定点の平均点

評価基準	配点
79点以上	10
77点以上79点未満	8
75点以上77点未満	6
73点以上75点未満	4
71点以上73点未満	2
71点未満又は香川県発注業務の成績評定点なし	0

【解説】

- ・香川県発注とは、土木部が所管する土木関係コンサルタント業務とします。
- ・過去4年間とは、完成日が令和2年1月1日から令和5年12月31日までとします。
- ・過去4年間の業務成績評定点の件数が1件の場合、77点を加算し2で除して得た点数を平均点として評価します。

⑨地域精通度（営業拠点）

評価基準	配点
県内本社	10
県内営業所	5
なし	×（入札参加資格なし）又は0

【解説】

- ・地域精通度（営業拠点）は、令和6年度測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿に登載された所在地により評価します。
- ・一般競争入札における入札参加資格として、営業所の拠点を求めない場合は、評価基準「なし」の配点は「0」とします。

#### ⑩災害時の活動体制

評価基準	配点
災害協定または支援活動技術士登録ありで 3か月以上県内常駐あり	10
災害協定または支援活動技術士登録ありで 3か月以上県内常駐なし	5
災害協定または支援活動技術士登録なし	0

##### 【解説】

- ・災害時の活動体制は、下記の i) 又は ii) に該当する場合に評価し、これらに加えて iii) に該当する場合はさらに加算評価とします。
  - i) 参加表明した企業が香川県（部局長含む）と災害に関する協定を締結している団体に今年度加入している場合（ただし「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」の協定においては、当該業務が同協定書の香川県知事又は坂出市長の管理港湾（高松港、津田港、三本松港、丸亀港、詫間港、観音寺港、土庄港、内海港、宮浦港及び坂出港）である場合に限ります。）。
  - ii) 参加表明書提出時に提出された配置予定管理技術者もしくは配置予定照査技術者（※測量及び地質調査の場合は管理技術者のみ）が、「香川県技術士会」に属し、かつ入札期間最終日において香川県が支援活動技術士として登録している者である場合。
  - iii) 当該業務の入札期間最終日において、配置予定管理技術者若しくは配置予定照査技術者（※測量及び地質調査の場合は管理技術者のみ）が、提出された住民票の写しで3か月以上の県内居住が確認できた場合（住民票は当該業務の公告日から入札期間最終日までに発行されたものに限る。）。

#### ⑪低入札に対する評価

評価基準	配点
実績なし	0
本業務における入札において、低入札価格調査基準価格を下回る応札あり	-5
過去180日以内に低入札価格調査基準価格を下回る応札実績あり (応札回数により点数は累積される)	-5～

##### 【解説】

- ・低入札に対する評価は下記の2点について評価します。
  - ① 本業務における入札で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績を評価します。
- ※落札者とならなかった場合や、失格・無効となった場合であっても評価対象となり

ます。

- ② 過去の香川県発注業務において、低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績を評価します。（ここでいう「過去の香川県発注業務」とは、本業務における入札の開札日前180日以内に、応札〔各業務の入札の開札日をもって応札のあった日とみなします。〕があった、香川県土木部が所管する建設工事に係る業務をいいます。〔ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されるものを除く。〕

※低入札応札実績に伴う点数は応札回数により**-5点**が累積されます。例えば、ある業務で低入札による応札をした場合、その業務の開札日の翌日から起算して180日間は**-5点**となり、その間（180日以内）に別の業務で再度低入札による応札をした場合は、**-5点×2回=-10点**となります。

※ただし、令和5年度中に開札した業務については、低入札応札実績の回数により**-1点**で累積されます。

## 9. 確認資料、技術提案書

### (1) 技術提案書の提出

入札参加者は、入札参加資格確認申請書等の提出に際して本業務に対する確認資料、（様式第1、2、3、4、5-1、5-2、5-3）を、入札に際しては技術提案書等（様式第6、7）を添付して提出してください。

### (2) 技術提案書の書式

技術提案書は、入札公告等に添付されたエクセル形式のファイルで提出してください。PDF形式等には変換しないでください。

事前に様式が必要な場合は、県のホームページ（「しごと・産業」→「建設業」→「工事情報HP」→「各種様式集」）からダウンロードできます。

#### ① 様式第1～7号

### (3) 確認資料、技術提案書の不備による失格

確認資料や技術提案書は、当該業務に対する各企業の意欲を表すものです。提出が無い場合や不備のある場合は失格になりますので注意してください。

#### ① 提出書類の不足による失格

- ・提出が必要な様式第1～7号、あるいは全ての提出が無い場合

#### ② 様式第1号の内容の不備による失格

- ・日付の記載がない場合（紙による添付資料を持参又は郵送する場合）
- ・企業名の記載が無い場合
- ・全く別の業務名が記載されている場合
- ・その他、様式の記載に不備がある場合

#### 【解説】

- ・紙による添付資料を持参又は郵送する場合で、様式第1号に日付の記載が無い場合や、持参日又は発送日以外の日付を記入している場合も失格とします。電子入札における技術提案書の日付は、電子入札システムに記録された入札日を採用するため、記入の必要はありません。

## 10. 学識経験者の意見の聴取

### (1) 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたっては、発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するため、学識経験者等で構成する委員会に諮問し、意見を聴くことにしています。

地方自治法施行令では、落札者を決定するときなど、あらかじめ学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされており、総合評価方式による入札の場合は、落札者決定までに日時を要します。

【参考】地方自治法施行令（平成20年3月1日施行）

第六十七條の十の二 普通地方公共団体の長は、（中略） 価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

### (2) 学識経験者委員会の非公開

総合評価方式の意見を聴取する学識経験者委員会については、広く外部から工学、経済学、法学などの専門家や経済界・行政経験者などに依頼しています。

委員会の諮問にあたっては、企業名については符号（例えばA社、B社・・・）にするなど個別の名称は特定できないようにしています。また、技術提案に関するものなど、企業の知的財産について議論することから、審議内容については非公開、委員名についても非公表にしています。

## 1 1. 苦情の処理

総合評価方式による入札及び契約の過程に際し、質問等がある場合は契約担当者にお問い合わせください。なお、さらに不服（再苦情）がある場合については、「香川県入札監視委員会」の審議に付すことにしています。

## 1 2. 技術提案に関する秘密の保持

各企業から提出のあった技術提案は、提案自体が各企業の知的財産であることから、提案内容に関する事項が他者に知られることが無いよう、その取り扱いに十分注意します。

## 1 3. 評価結果の公表

入札及び契約手続きの透明性、公平性を確保するため、総合評価方式の評価項目及び評価基準、落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等でお知らせします。

なお、落札者の決定後、各業者の評価値等について、電子入札システムにて公表するとともに、様式第8号を土木監理課にて閲覧に供することとしています。

また、評価点の内訳については、契約担当課において閲覧に供することとしています。

### (1) 公表の内容

#### ① 手続き開始時期

入札公告で次の事項をお知らせします。

- ・ 総合評価方式の適用の旨
- ・ 評価項目及び評価基準
- ・ 落札者の決定方法

#### ② 落札者決定後

落札者を決定した場合、次の事項を公表します。

- ・ 業者名
- ・ 各業者の入札価格（電子入札システムによる公表及び閲覧）
- ・ 各業者の評価値
- ・ 各業者の評価点（県庁内の契約担当課で閲覧可能。）

## 1 4. おわりに

この手引きは、「土木部（委託業務）」の内容に基づき作成しています。